

令和5年度版 水産施策利用ガイドブック



鳥取県農林水産部水産振興局

事業名	事業の概要等	担当部署・電話番号	ページ
がんばる漁業者支援事業	漁業者が漁業経営改善を図るために行う漁船用機器の購入や漁船改造等に必要な経費を助成する漁協に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313	1
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業従事者が漁業経営や操業状態の改善を図るために行う機器や技術導入に係る経費に対して、無利子の資金貸付を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7314	2
漁業制度資金(融資)	漁業者の使途に応じて、長期かつ低利で資金の融資を行う。※融資を行う金融機関へ県が利子の一部を助成する。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7314	3
もうかる漁業実証操業支援事業	国の「もうかる漁業創設支援事業」を活用して建造された漁船を用いて行う実証操業において、船主が負担する額の一部を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7314	4
沖合底びき網漁船代船建造推進事業	沖合底びき網漁船を漁協が漁業者にリースする場合、漁協が負担する建造費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7314	5
主要水産産地共同利用施設等整備事業	主要水産産地の活力を維持・発展させるために必要な共同利用施設の整備等に要する経費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7314	6
漁業就業者確保対策事業	新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	7
養殖事業化支援費	本県養殖業のさらなる推進を図るため、養殖生産施設整備費への助成を行うとともに、県内業者への養殖技術の普及を図る。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7680・7316	8
水産多面的機能発揮対策事業	国の水産多面的機能発揮対策事業を活用して行う藻場保全活動について、県も支援を行う。	漁業調整課 資源管理担当 0857(26)7303	9
栽培漁業地域支援対策事業	種苗放流事業や養殖事業を支援することにより、水産資源の増大、水産物の安定供給及び地域振興を図る。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	10
持続可能な栽培漁業推進事業	地域の財産であるアワビ・サザエの資源を将来の漁業者に残すために資源管理等に積極的に取り組む事業主体を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	11
漁具破損被害抑制事業	漁具被害を発生させている水産有用種ではない大型魚類の買上げ支援を実施して漁獲を促すとともに、商品化も検討する。	水産振興課 漁業振興担当 0857-26-7316・7317	12
イワガキ岩盤清掃実証事業	栽培漁業センターが開発したイワガキ岩盤清掃器具と食害防止器具の効果を実証し、漁業者等が行うイワガキ増殖礁の付着面再生に係る負担の軽減とイワガキ再生産の成功率を高める。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	13
有害生物駆除支援初動対応事業	ヒトデ類の発生に伴い悪化した漁場環境を回復させるため、駆除に要する経費、廃棄物処理に要する経費を支援する。	漁業調整課 資源管理担当 0857(26)7303	14
魚を育む内水面漁業活動支援事業	漁業者自らにより解決することができない事項について、河川環境を保全し将来に渡って健全な漁業を営むための取組(漁業協同組合等の提案に基づく取組)を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	15

事業名	事業の概要等	担当部署・電話番号	ページ
浜に活！漁村の活力再生プロジェクト（魚食普及強化推進事業）	漁業関係団体、漁協女性部、任意団体が実施する料理教室や魚食普及イベントの開催等を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	16
①もうかる6次化・農商工連携支援事業（スタートアップ型）	農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作（OEMの活用を含む）、委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	17
②もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）	自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	18
③もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型）	農林漁業者と連携した（農商工連携）、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7317	19
④鳥取県6次産業化関連事業交付金（6次産業化施設整備事業）	6次産業化・地産地消法若しくは農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7807	20
食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	食品安全規格の認証取得もしくは初回更新を目的に実施する事業経費（認証審査費、委託費、研修費等の認証取得に係るソフト面）を支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7963	21
おいしい鳥取PR推進事業費補助金	本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7767	22
物産展・県フェア及び見本市への出展支援	県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者マッチング・情報交換の場を提供する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7767	23
新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金	鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物及び食品の輸出活動を支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7963	24
鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、①輸出向けHACCP等の認定・認証の取得（追加認証含む）による輸出先国の規制等への対応や②輸出先国ニーズに対応するための機器整備を支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7963	25
「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業	「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費を支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7853	26
食のみやこ鳥取県づくり支援交付金	食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7853	27
とっとりオリジナルメニューづくり支援事業	地元食材を使った料理の開発（ジビエ料理を含む）・PR活動を支援する。	食のみやこ推進課 0857-26-7853	28

※掲載している事業メニューは主に県事業です。

※この冊子は、主に一般漁業者向けの支援制度をとりまとめたものです。なお、漁協や団体向けの支援制度は、鳥取県水産課振興へ直接お問い合わせ願います。

がんばる漁業者支援事業

事業の目的

漁業者が漁業経営の改善を図るために行う漁船用機器の購入や漁船改造等に必要な経費を助成する漁協に対して支援を行う。

対象者

次の要件を満たす県内漁業者

(1) 20トン未満の漁船漁業者

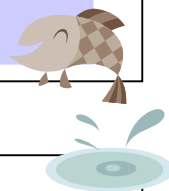
(2) 補助申請時の年齢が満65歳以下である者
ただし、過去3年間に平均90日以上の出漁実績がある者は、満70歳以下とする。

(3) 補助事業完了後、財産処分制限期間内は継続して1年につき90日以上出漁することを誓約する者

ただし、下記補助内容のうち、漁船用LEDについては、上記要件のうち(1)を満たす必要はないものとする。

補助上限額・補助率

区 分		補助対象経費の上限額		補助率
漁船用機器 の購入経費	省エネ型エンジン	9,000千円		1／3
	漁船用機器	2,000千円		
	漁船用LED	沿岸漁船用作業灯	300千円	
		沿岸漁船用集魚灯	1,000千円	
		沖底漁船用作業灯	3,000千円	
新規漁法導入に係る漁具購入		1,000千円		
漁船改造	1隻あたり	1,000千円		



事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313

沿岸漁業改善資金

事業の目的

沿岸漁業従事者が漁業経営や操業状態の改善を図るために行う機器や技術導入に係る経費に対して、無利子の資金貸付を行う。

対象者

次の要件を満たす沿岸漁業に従事する者及び団体

- ・20トン未満の漁船又は漁船を使用しないで行う漁業を営む者
- ・概ね70歳までに償還を終える者
- ※遊漁業等の他事業の経営を専らとしている者については対象外



貸付け申請及び貸付決定の時期

- ◇ 貸付申請の時期 5月、8月、11月、1月、2月
- ◇ 貸付決定の時期 6月、9月、12月、2月、3月

貸付の概要

1 貸付の例

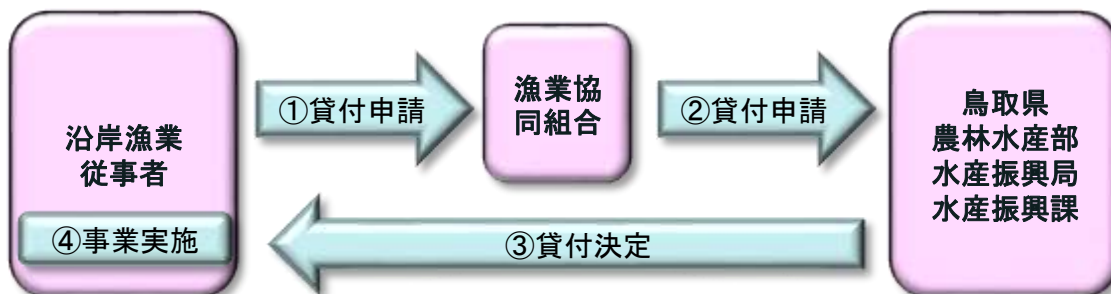
貸付対象機器等	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
推進機関	1台 2,400万円	7年以内 (1年以内)
遠隔操縦装置・レーダー・GPS受信機・動力式釣り機・漁業用ソナー・等	1台50～500万円 ※トータルで500万円まで	

2 貸付利率 無利子

3 連帯保証人 貸付金額400万円以下:2名 貸付金額400万円以上:3名以上

4 貸付申請書の提出先 所属する漁業協同組合

事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7314

漁業制度資金(融資)

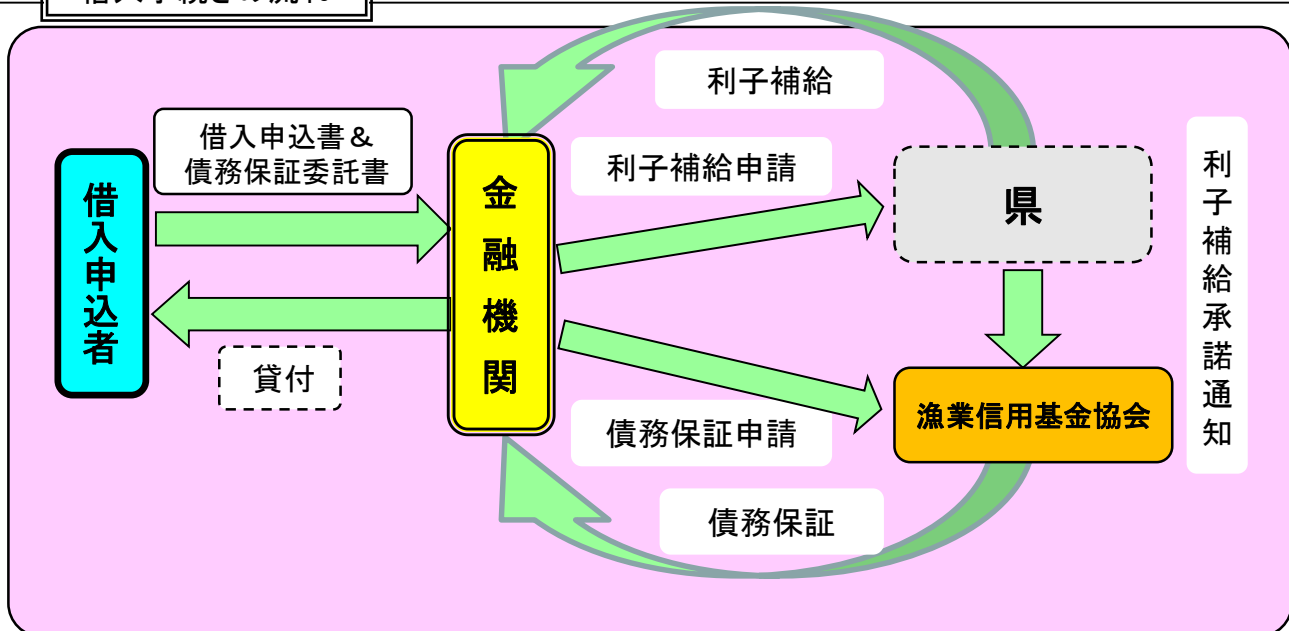
事業の目的

漁業者の使途に応じて、長期かつ低利で資金の融資を行う。
※融資を行う金融機関へ県が利子の一部を助成する。

資金の種類など

種 類	使 途	金融機関	貸付限度額
近代化資金	漁船、漁具、養殖施設等、資本整備の高度化と経営の近代化	信用漁業協同組合連合会(信漁連)、農林中央金庫(農林中金)、銀行、信用金庫等 ※資金の種類により融資可能な金融機関が異なります。	※使途により上限額が異なります。
安定資金	漁船、漁具の補修、燃油・資材購入等、経営安定のための短期の運転資金		
維持安定資金	経営状況が特に悪化している漁業者の経営再建を支援する資金		
財務基盤強化資金	債務整理の資金繰りを円滑にするための長期の運転資金		
JFマリンバンクコロナ資金	新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りに窮している漁業者への資金		

借入手続きの流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7314

もうかる漁業実証操業支援事業

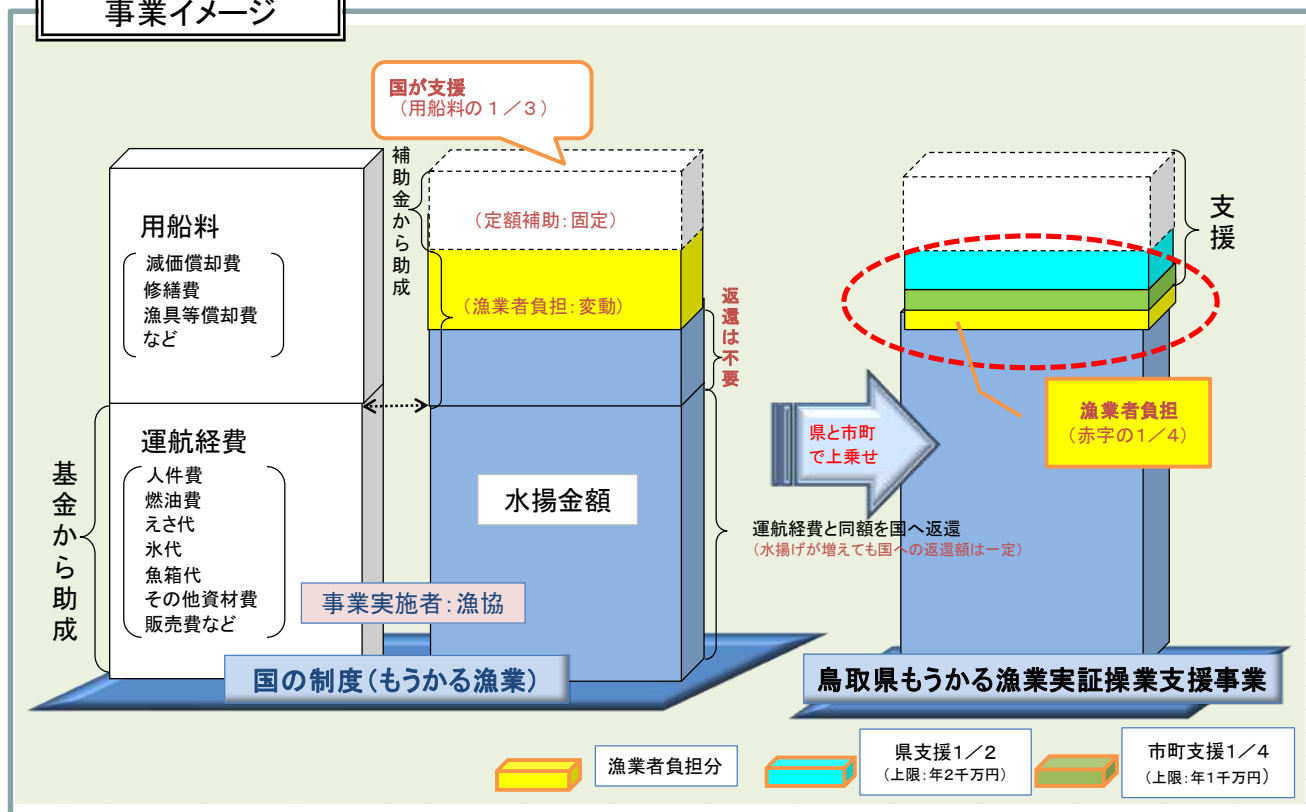
事業の目的

国の「もうかる漁業創設支援事業」により建造された漁船を用いて行う実証操業において、船主が負担する額の一部を助成する市町村に対して支援を行う。

補助事業概要

補助事業者	市町村
間接補助事業者	漁業者
事業実施主体	漁協
補助種別	間接補助
対象経費 (補助率)	用船料(*1)相当額のうち、国庫補助を除く漁業者負担部分(用船料相当額の1/3を国が定額補助。また、運航経費(*2)の全額を国基金から貸付) ※1 船のチャーター代(減価償却費、修繕費及び漁具償却費等) ※2 実証操業に必要な運転資金(船員の人件費、燃油費、資材費等)
負担割合	県1/2、市町村1/4、漁業者1/4
補助上限(単年度)	県:20,000千円、市町村:10,000千円

事業イメージ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7314

沖合底びき網漁船代船建造推進事業

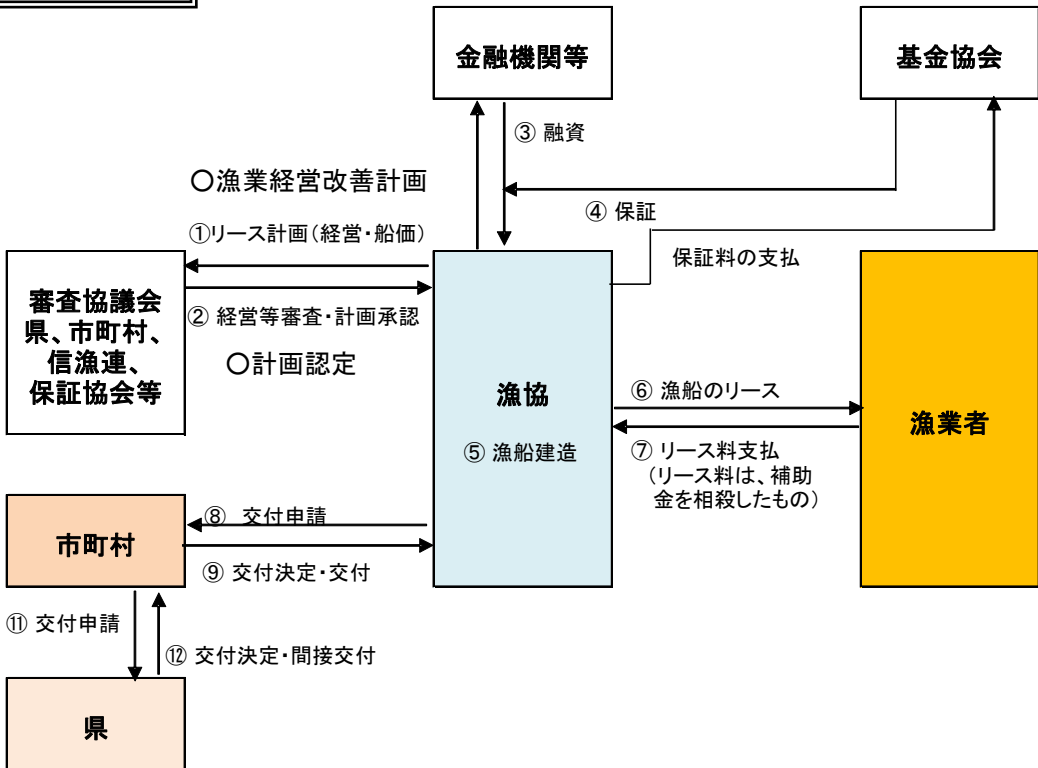
事業の目的

沖合底びき網漁船を漁協が漁業者にリースする場合、漁協が負担する建造費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。

補助事業概要

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁協
補助種別	間接補助
対象経費	漁船建造費(補助対象限度額:300,000千円)
負担割合	4／10(県2／3、市町村1／3)、6／10(漁協)
補助期間	リース期間(9年以上20年以内)

事業のイメージ



担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7314

主要水産産地共同利用施設等整備事業

事業の目的

主要水産産地の活力を維持・発展させるために必要な共同利用施設の整備等に要する経費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。

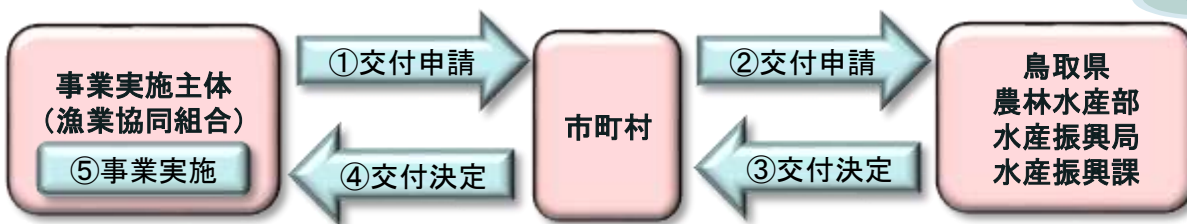
対象者・補助要件

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁業協同組合
補助種別	間接補助
補助対象区域	県内漁港及び港湾のうち、下記の1～2の区域 1 知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付けられた流通拠点漁港又は生産拠点漁港を有する漁港区域 ※想定している区域: 網代区域、境港区域(流通拠点漁港) 泊区域、御来屋区域、淀江区域(生産拠点漁港) 2 卸売市場法第13条の規定に基づき認定された地方卸売市場を有する港湾区域 ※想定している区域: 田後区域、鳥取区域、赤碕区域
事業採択要件	1 浜の活力再生プランに位置付けられていること 2 要件を満たさない等の理由により国事業を利用できないこと ※国事業を利用できる場合には国事業を優先して利用すること

補助上限額・補助対象経費・補助率

間接補助対象経費 上限額	1事業年度につき、1事業実施主体当たり 60,000千円
間接補助対象経費	漁船のための給水・給氷・給油・給電施設、荷捌施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、海水処理施設、畜養施設、漁船保全修理施設、漁業作業等軽労化機能施設等の整備に必要な経費 ※施設整備に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、当該整備施設と同種の施設であり、かつ整備する場所が同じで旧施設を撤去しないと整備できない場合に限り対象とする。
補助率	1/2 ※負担割合: 1/3(県)、1/6(市町村)

事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7314

漁業就業者確保対策事業

事業の目的

新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費の支援を行う。

漁業研修事業

雇用型研修

事業内容	漁業経営体等が実施する漁船員等新規就業者に対する研修に要する経費を支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合、漁業組合、漁業経営体			
研修生	研修する漁業の未経験者			
研修期間	最長1年			
補助対象経費及び上限額	指導経費	60,000円/月	研修手当	沖合漁業 199,300円/月 沿岸・養殖漁業 169,100円/月 ※令和5年4月時点の額
	研修準備費	30,000円		
	船員手帳作成費	10,000円	赴任旅費	20,000円
	移住定住準備費	33,000円	住居・通勤手当	33,000円/月
補助率	【県】 研修手当 2/3 指導経費、研修手当以外 10/10			【市町村】 指導経費 1/2

独立型研修

事業内容	漁協が実施する独立操業を目指すための研修に要する経費を支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合	研修生	研修する漁業の未経験者(65歳未満)	
研修期間	最長3年(ただし、50歳以上65歳未満の者は最長1年)			
補助対象 経費及び 上限額	指導経費	100,000円/月	研修手当	169,100円/月 ※令和5年4月時点の額
	研修準備費	(1年目) 30,000円/年	技術習得費	210,000円
		(2・3年目) 10,000円/年	赴任旅費	20,000円
	研修用具費 (漁具・漁網)	450,000円	※50歳以上65歳未満の者は指導経 費のみ対象 ※収入のある2親等以内の親族と生 計を一にする場合は、研修手当が1/2	
	移住定住準備費	33,000円		
	住居・通勤手当	33,000円/月		
補助率	【県】 指導経費 1/2 指導経費以外 10/10		【市町村】 指導経費 1/3	

漁業経営開始円滑化事業

事業内容	新規就業者が漁業経営を開始する時又は漁業経営開始後3年を経過するまでの間に必要な漁船・機器・漁具を漁協が整備してリースする場合、その経費を支援する。 ※リース期間:3年以上15年以内		
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合	補助率	【県】 1/2 【市町村】 1/6
補助対象経費上限額	3,500万円(漁船、漁労用機器 3,000万円、漁具500万円) ※上限額の範囲で2回に分けて利用可 ※50歳以上65歳未満の場合は漁船、漁労用機器、漁具で上限300万円(1回のみ)		

担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

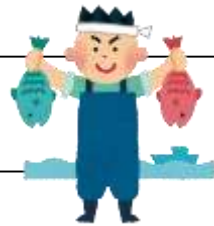
養殖事業化支援費

事業の目的

本県養殖業のさらなる推進を図るため、養殖生産施設整備費への助成を行うとともに、県内業者への養殖技術の普及を図る。

対象者

民間企業及び漁業関係団体



(1) 養殖生産施設整備事業

【事業内容】養殖に必要な生産施設の整備に対する支援。

【補助率】 1／10

【補助上限額】1事業者あたり1億円

【補助の条件】

次のいずれかを満たしていること

- ・常時雇用労働者が10人以上増えること。(県内事業者については3人以上)
- ・県内に普及していない技術を活用した養殖生産施設の整備を行うこと。

※本事業で利活用した技術について、県内事業者が習得及び利用を希望した場合、協力する場合は別途補助率1／10を加算する。

(2) 養殖新技術習得事業

【事業内容】OJTで養殖技術を習得するために必要な研修経費に対する支援。

【補助率】 1／2

【補助上限額】1事業者あたり100万円

事業の流れ

民間企業
漁業関係団体

③事業実施

①交付申請

②交付決定

鳥取県
農林水産部
水産振興局
水産振興課



担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7680・7316

鳥取県水産多面的機能発揮対策事業

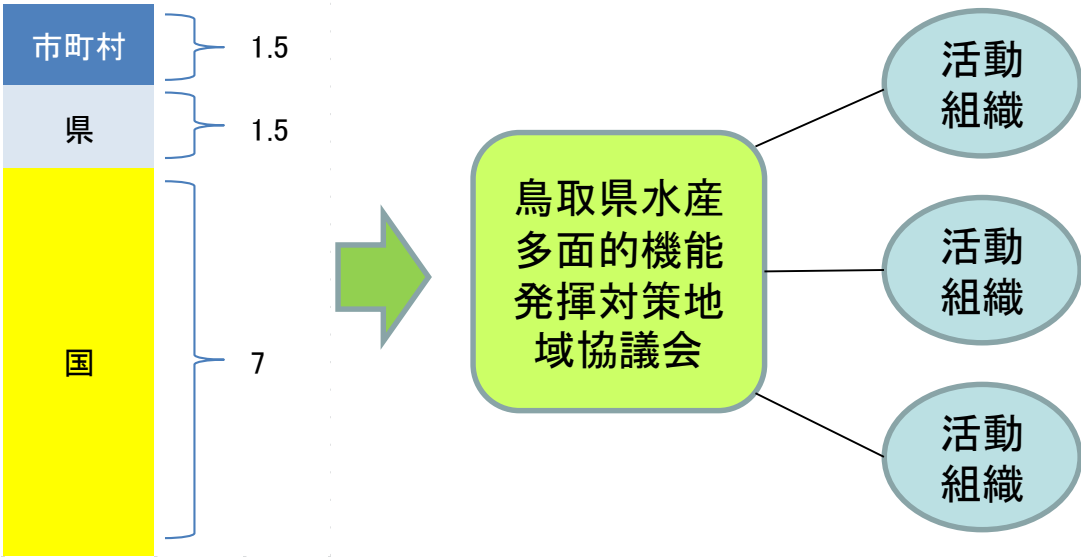
事業の目的

水産多面的機能発揮対策事業(国事業)の藻場の保全で実施される藻場の造成等の実践活動を支援することにより、沿岸域環境の維持、向上を図る。

補助事業概要

事業実施主体	鳥取県水産多面的機能発揮対策地域協議会 (漁業者等で構成される活動組織)
補助種別	直接補助
対象経費	母藻の設置、海藻の種苗投入、食害生物の駆除、浮遊・堆積物の除去、モニタリングなどの藻場の保全に係る経費
補助率(定額)	国の補助7に対し、県1.5、市町村1.5

事業イメージ



水産多面的機能発揮対策
補助金負担割合

地域協議会に所属する活動組織が
鳥取県藻場アクションプログラムⅢ
に基づき藻場の保全活動を行う

担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課資源管理担当	0857-26-7303

栽培漁業地域支援対策事業

事業の目的

水産資源の増大を図るため、種苗放流事業や養殖事業を支援することで、栽培漁業の自立化を推進し、水産物の安定供給及び地域振興を図る。

事業の対象者

【種苗放流】漁協、市町村、市町村等で構成する団体 【養殖】漁協、養殖業者



事業の内容

(公財)鳥取県栽培漁業協会から購入する放流用種苗及び養殖用種苗に対して、県が購入費の一部を支援する。

負担割合

【放流用種苗：ヒラメ、キジハタ】

県の種苗購入費に対する負担割合は、次のように実用化水準ごとに異なります(現段階のヒラメとキジハタの実用化水準はB)。

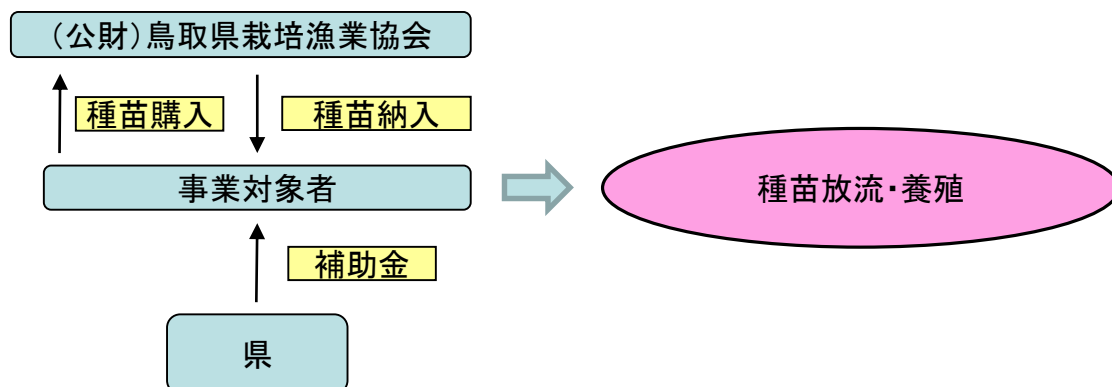
実用化水準	指標の目安(取り組み内容)	補助率
A 技術開発期	・技術開発中(種苗生産・放流)	10/10
B 事業化検討期	・各地区漁業者等が取り組みを試行(各地区に適した手法・活動体制等を模索)	3/4
C 事業化実証期	・漁業者、県等が費用対効果を検証	2/3
D 事業化	・経済事業として持続可能(B/C≧1:全地区平均)	・基本的に支援なし
E 事業実施期	・持続的な栽培漁業が成立	・支援なし

【養殖用種苗：アワビ、キジハタ、ヒラメ、マサバ、イワガキ】

新規養殖業者又は新規魚種に取り組む養殖業者に対する種苗購入費への支援は次表となります。

年	1～3年目	4～5年目
支援時期	実証試験期	経営立ち上げ期
補助率	3/4	1/2

事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7317

持続可能な栽培漁業推進事業

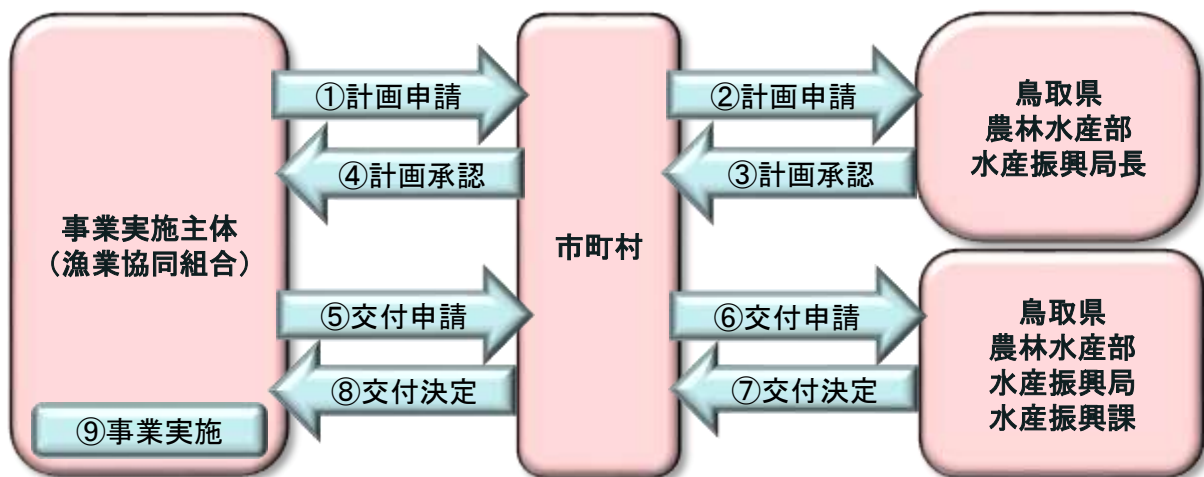
事業の目的

地域の財産であるアワビ・サザエの資源を将来の漁業者に残すため、資源管理等に積極的に取り組む事業実施主体に対し、放流用種苗の購入費の一部を支援することで、持続可能な栽培漁業を推進し、本県の漁業振興を図る。

補助事業概要

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁業協同組合
補助種別	間接補助
対象経費	水産振興局長の承認を受けた持続可能な栽培漁業推進時計画に基づく放流用のアワビ・サザエの購入費（公益財団法人鳥取県栽培漁業協会からの購入に限る）
負担割合	アワビ：5／12以上（県1／4、市町村1／6以上） サザエ：1／2以上（県1／3、市町村1／6以上）
補助期間	令和2年度から令和6年度

事業の流れ



①から④は初年度のみ、⑤から⑨は毎年必要

担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7317

漁具破損被害抑制事業

事業の目的

近年、水産有用種ではない大型魚類による漁具の破損が増加しており、沿岸漁業の刺網やイカ釣りの経営における影響が大きくなっている。
被害をもたらす魚類も一定量の水揚げがあれば、今後、水産物として活用できる可能性があることから、これらの漁獲を促す目的で買上げ支援を実施し、商品化を検討する。

対象者

漁業協同組合

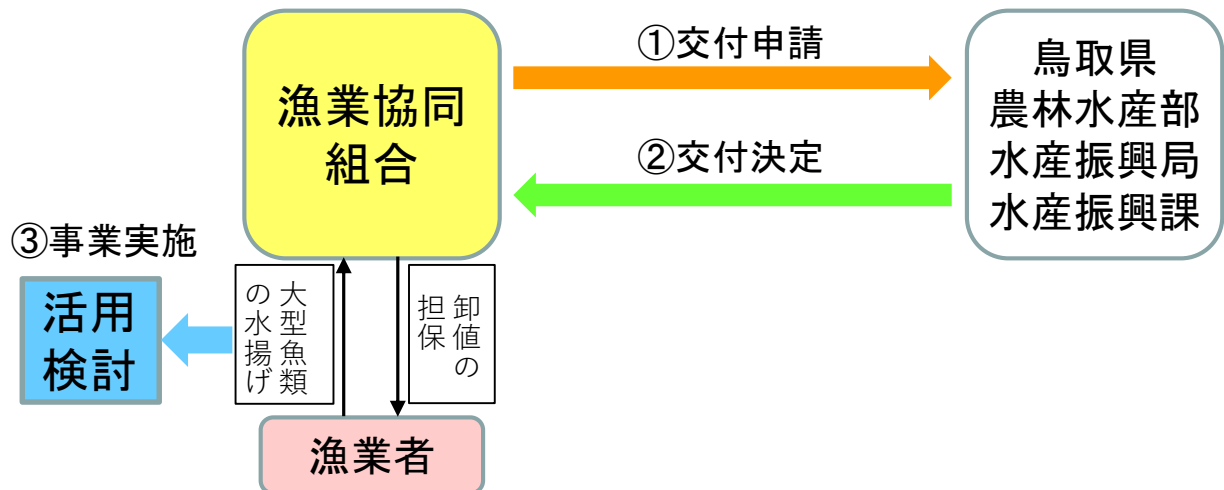
事業の内容

漁網漁具を破損させる大型魚類の卸値が安い場合、積極的な水揚げが行われず個体数の抑制に繋がらない。このことから、水揚げを促し水産物としての利用方法を検討するため、漁協が卸値を担保しようとする補助について県がその一部を支援する。

補助率・補助上限額

【算定基準】漁業協同組合による買上げ額：1kg当たり200円
【補助率】1／2（負担割合：漁協1／2、県1／2）
【事業費（対象限度額）】500千円

事業の流れ



担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

イワガキ岩盤清掃実証事業

事業の目的

水産環境整備事業基本計画に基づき整備したイワガキ増殖礁を漁業者等が継続的に利用することでイワガキの増殖、漁獲量の増加を図る。

事業の対象者

補助事業者：市町村
間接補助事業者（実施主体）：漁業協同組合

事業の内容

岩盤清掃器具と食害防止器具を用いた実証試験に係る経費を支援する。
補助対象経費：潜水業者による作業費、漁業者グループによる作業費、資材費等

補助率・事業費

補助率：2／3（負担割合 県：1／3、市町村1／3）
事業費（対象限度額）：200万円

主な要件

- 【事業対象となる魚礁】
平成24年度から平成28年度にかけて整備したイワガキ増殖礁（11地区）
- 【対象となる器材】
栽培漁業センターが資源回復技術開発試験で開発した器材
- 【事業利用回数】
各地区1回限り

事業の流れ



岩盤清掃、食害防止対策にあたっては、栽培漁業センターが開発した器材の利用が条件



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7317

有害生物駆除支援初動対応事業

事業の目的

漁業に有害なヒトデ類を駆除すること、及び、駆除したヒトデ類を廃棄物処理することにより、漁業のできる漁場環境を早期の回復を図る。

事業の対象者

補助事業者(実施主体): 漁業協同組合等

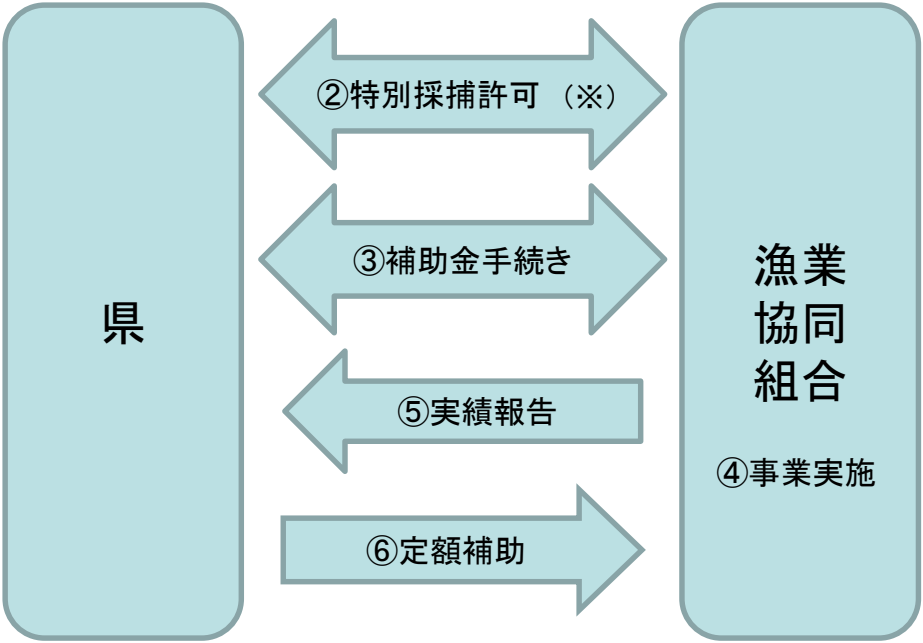
事業の内容

駆除したヒトデ類の廃棄物に要する経費(委託費)、ヒトデ類の駆除を実施するための漁船操業に要する経費を支援

補助率・事業費

定額補助

事業の流れ



(※) 禁止区域内でヒトデ類を駆除する場合、特別採捕許可を受ける必要があります。補助金手続きの前に、お問い合わせ下さい。(鳥取県漁業調整規則第45条)

担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課資源管理担当	0857-26-7303

魚を育む内水面漁業活動支援事業

事業の目的

温暖化や疾病等の影響で河川環境は大きく変化し、漁協が行う増殖事業（放流）のみでは、漁業資源を維持できる状況にない。

県としても、漁業者自らにより解決することができない事項について、漁業協同組合等から提案のある事業の実施を助成することで、河川環境を保全するとともに、将来に渡って健全な漁業を営む環境を維持する。

対象者

内水面漁業協同組合又は任意団体



支援の内容

漁業者自らにより解決することができない事項について、河川環境を保全し将来に渡って健全な漁業を営むための取り組み（漁業協同組合等の提案に基づく取り組み）を支援する。

補助率・補助上限額

【補助率】定額

【補助上限額】河川漁協2,000千円、湖沼漁協1,000千円、その他団体1,000千円

補助対象経費

(1) 河川・湖沼内の水産資源増殖

漁業権魚種を除く、「採卵」、「採卵のための捕獲」、「種卵又は種苗購入」

（ただし、放流用の県内産アユ人工種苗の購入費用については、当該漁協の3年分の「県内産アユ人工種苗」の放流実績の平均値を上回る場合、上回った分の購入費に限り補助対象とする。）

(2) 鳥獣被害の防除

有害鳥獣の駆除、有害鳥獣の追払い、追払い装置の導入

(3) 漁場環境の改善

藻類の造成、人工産卵場の造成、河川湖沼内の清掃、外来魚の駆除、
魚類遡上量又は流下量等の調査等

(4) 普及啓発

釣り場マップの作成、釣り教室、研修会の開催等

事業の流れ

内水面漁業協同
組合
その他団体

③事業実施

①交付申請

②交付決定

鳥取県
農林水産部
水産振興局
水産振興課

担 当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

浜に活！漁村の活力再生プロジェクト (魚食普及強化推進事業)

事業の目的

一般県民への魚食普及の機会をより一層増大させ、消費者の魚離れを食い止めるため、漁業関係団体、任意団体等が実施する料理教室や魚食普及イベントの開催等の取組を支援し、県産魚の消費拡大、魚価向上等を推進する。

補助事業概要

漁業関係団体、漁協女性部、任意団体(定額、上限500千円)

(1)料理教室・レシピ研究

料理教室及びレシピ研究に係る魚食普及活動経費

使用料・賃借料、需用費(調理器具、原材料、調味料、資材費)、旅費、委託費

(2)レシピ発信

広く発信されるレシピの動画やチラシの作成に係る魚食普及活動経費

使用料・賃借料、需用費(調理器具、原材料、調味料、資材費)、旅費、委託費

(3)教育を通じた魚食学習

県内の園児や小中高生、大学生を対象に教育機関で実施する魚食普及活動経費

需用費(調理器具、原材料、調味料、資材費)、傭船料(人件費は除く)

(4)試食会

県内イベントでの試食会、レシピ配布に係る魚食普及活動経費

需要費(原材料費、資器材及びPR資材作成費に限る)

※原材料費は事業全体の実績額の15%を超えないものとする。

事業イメージ

◆お魚料理教室



開催型(参加者募集)



出張型(学校PTA研修、親子会等)



◆イベントでのお魚さばきショー



◆生産者との給食交流会きショー

担当

所 属

電 話

鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課

0857-26-7317

鳥取県境港水産事務所

0859-42-3167

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型) ①

施策対象 農林漁業者等

施策主体 鳥取県

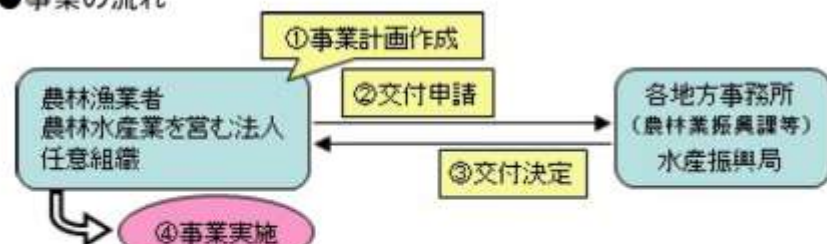
対象者 農林漁業者、加工グループ、農業法人、食のみやこ推進サポーター

施策概要 農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)、委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)、委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。
補助率・補助上限額	【補助率】ソフト1/2 【補助上限額】 500千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	・自ら加工を行うこと ・次のいずれかを満たすこと - 農林業者・農業法人 : 事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上 使用すること - 漁業者・加工グループ・食のみやこ推進サポーター : 事業で扱う農林水産物は、県内産を50%以上使用すること ・プラン作成時からプラン目標年度まで、鳥取県6次化サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



* 審査会を行う場合があります。詳しくは下記へお問合せください。

問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農商工連携チーム	0857-20-3664
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
農商工連携チーム	0859-31-9648
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7317
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

※令和4年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=246347>

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型) ②

施策対象 農林業業者等

施策主体 鳥取県、市町村

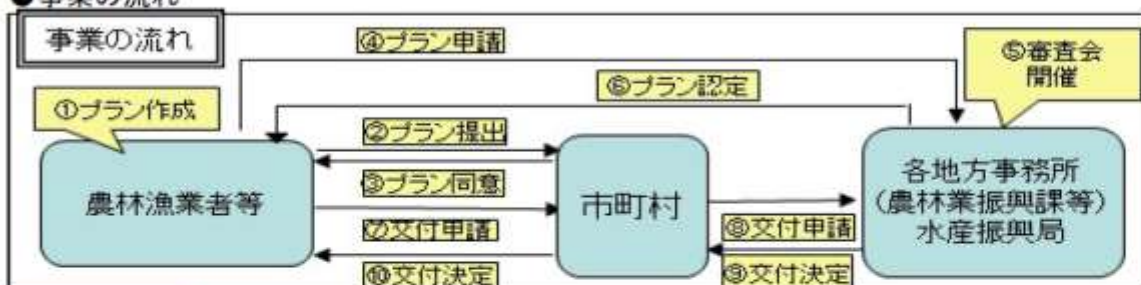
対象者 農林漁業者、農業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

施策概要 自ら生産・加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

○支援内容

主な内容	6次産業化や農商工連携の取組に必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)加工に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、生産に係る経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主要要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主要要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主要要件	(1)自ら生産だけでなく加工・販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者 ○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う (6)プラン作成時からプラン目標年度まで、サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7317
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

名称 もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型) ③

施策対象 食品加工業者等

施策主体 鳥取県、市町村

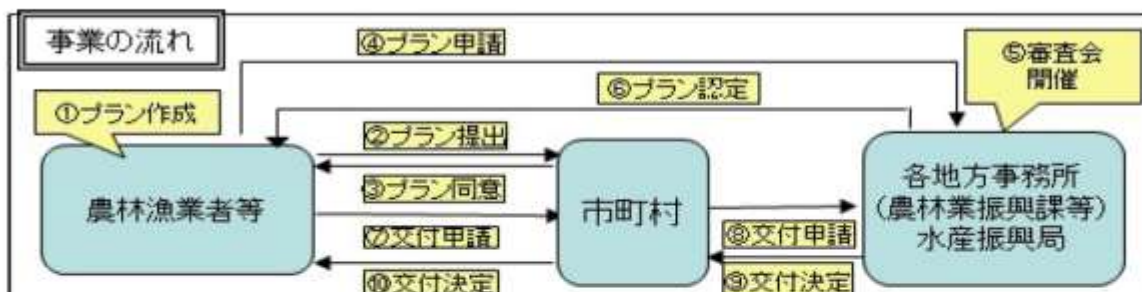
対象者 農林漁業者と連携する食品加工業者等

施策概要 農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

○支援内容

主な内容	農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費を支援 (加工等に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード)) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外
主な内容補助率	ハード 1/3 (県1/3、市町村任意) ※主要要件(3)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主要要件(3)に該当する事業は、15,000千円
主要要件	(1)補助金交付申請までに、原材料となる連携農林水産物(注)について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する(水産物は除く)。 (2)プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。(水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む) (3)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。 (4)プラン作成時からプラン目標年度まで、鳥取県6次化サポートセンターの支援を受けること。

●事業の流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所 農商工連携チーム	0857-20-3664
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9648
水産振興局水産振興課	0857-26-7317
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

※令和4年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/245964.htm>

名称

鳥取県6次産業化関連事業交付金 ④

施策対象

農林漁業者等

施策主体

鳥取県、市町村

対象者

- (1)農林漁業者団体
 ①農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体
 ②①の団体が主たる構成員又は出資者となっている法人
 ③常時雇用者を3名以上雇用している又は雇用予定の団体
 (2)農林漁業者団体等と連携する中小企業者
 農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって農林漁業者団体等と連携する者

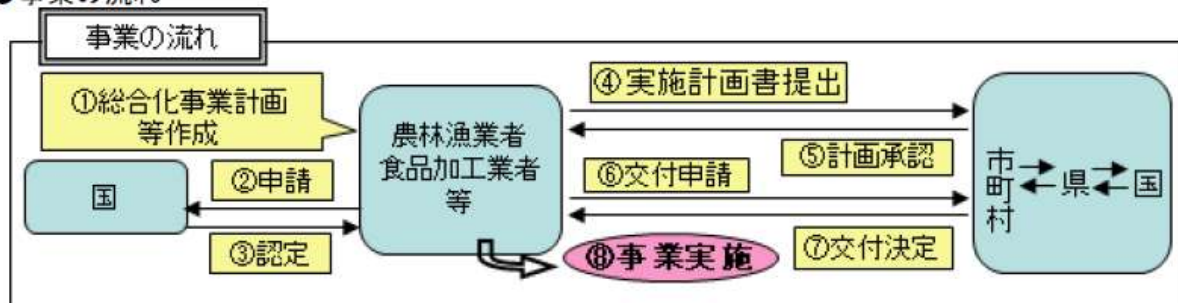
施策概要

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携法により認定を受けた取組を行う場合に必要な施設整備を支援。

○支援内容

主な内容	(1)農林漁業者団体への支援 ①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設:処理加工施設、販売施設・地域食材提供施設、地域と連携した加工体験施設等 ②農林水産物等の生産のために必要な施設等:高生産性農業施設、乾燥調製貯蔵施設等 ※①と併せて行う場合に限る。 ※農商工等連携事業計画で実施する場合は、②単独でも実施が可能。 (2)中小企業者への支援 食品等の加工・販売のために必要な施設(新商品の製造過程に対応したもの) ※販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。
補助率・補助上限額	【補助率】:融資残補助3/10以内(国費のみ) ※以下に該当する取り組みの場合は1/2 ・中山間地農業ルネッサンス事業 ・市町村戦略 ・新規の障がい者雇用を定めた認定総合化事業計画等 【補助上限額】:1億円 ※以下の取組の場合は2億円 ・BtoB ・取引先の求める基準を満たす施設で、かつHACCPに関する第三者認証の取得 ・BtoBによる取扱量又は取扱金額が50%以上
主な要件	①多様な事業者が連携する取組であること(事業実施主体を含む3者以上) ②投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。等

●事業の流れ



問合せ先

担当部署
市場開拓局食のみやこ推進課

電話番号
0857-26-7807

名称 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

施策対象 食品製造業者等

施策主体 鳥取県

対象者 食品製造業者、県内立地企業

施策概要

- 認証取得支援事業
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

○支援の内容

食品安全規格の認証取得もしくは初回更新を目的に実施する事業経費(認証審査費、委託費、研修費等の認証取得に係るソフト面)への補助。

※必ず認証(審査登録)機関等の審査を受ける事業計画とすること。

事業名	補助率	補助金限度額
認証取得支援事業	補助対象経費の 2/3以内(県費2/3以内)	1件あたりの総額350万円以内
安定化支援事業	補助対象経費の 1/2以内(県費1/2以内)	1件あたりの総額225万円以内 (ただし上限75万円/年度)

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

名称 おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 (1) 農林業経営体又は漁業者
(2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。)
(3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合
(4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

施策概要 本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。
○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓
○見本市、商談会等への出席、試食販売など、国内販路開拓
○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

○支援内容

1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)～(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)～(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法で作られている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767

関連サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/69491.htm>

名称 物産展・県フェア及び見本市への出展支援

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者 県内事業者

施策概要 県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供します。

○支援内容

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等（鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの）に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。

※先着順、予算がなくなれば終了

※鳥取県物産協会へ事務委託

(1)概要

ア 対象事業者：県内事業者

イ 支給回数：1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等：県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等（2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等）

エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。
- ・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること（準備等は含まない）。

(2)経費支援金額（1名分）

催事開催地	2日間	3日間	4日以上
北海道・青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・東京都・沖縄県	20,000円	30,000円	40,000円
新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・大阪府・京都府・奈良県・三重県・滋賀県・和歌山県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	10,000円	20,000円	30,000円
上記以外の都道府県 （鳥取県内を除く）	5,000円	10,000円	20,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかやま新橋館への出店は除く。

(3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、（一社）鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。（申請期限：3月の第1金曜日）

【提出書類】

- ・請求書・・・捺印のある原本
 - ・宿泊等に要した経費の支払証拠書類（領収書等支払金額がわかるもの）
- （注）出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
（一社）鳥取県物産協会	0857-29-0021

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

名称

新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金

施策対象

企業、生産者団体等

施策主体

鳥取県

対象者

県産農林水産物及び食品の輸出に取り組む県内事業者

施策概要

鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物及び食品の輸出活動を支援します。

○支援内容

類型	補助事業	事業主体	補助事業に要する経費	補助率	限度額
一般型	県産農林水産物及び食品の輸出促進のために 行う取組	県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費	1/2以内 ※旅費は1/3以内	2,000千円/年度
グループ展開型		グループ（県内事業者5者以上）を代表する県内事業者		1/2以内	事業者×1,000千円/年度
チャレンジ型		輸出促進活動を行ったことが無い県内事業者		2/3以内	2,000千円（一回限り）
食のみやこ型		県主催事業に参加する県内事業者		1/2以内	—

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする（食のみやこ型は除く）

問合せ先

担当部署

市場開拓局販路拡大・輸出促進課

電話番号

0857-26-7963

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/237651.htm>

名称

鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金

施策対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり次のいずれかに該当する者。(法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)
(1) 法人
(2) 地方公共団体 等

施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

主な内容	補助率	補助上限額
・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制等への対応 ・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備	1/2以内(国費のみ)	上限5億円、下限250万円
	3/10以内(国費のみ)	

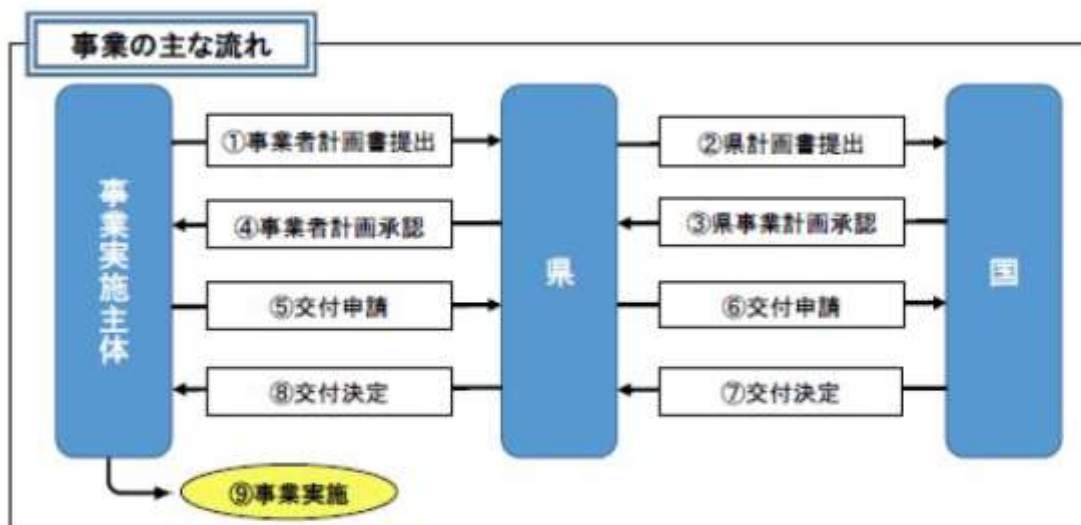
※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。

○主な採択基準

- ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。
- ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。
- ・HACCPチームが編成されていること。等

※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。

事業の主な流れ



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7806

関連サイト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html>

名称 「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業

施策対象 企業、生産者団体、農産加工グループ等

施策主体 鳥取県

対象者 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者（従業員数が21人以上の事業者を除く。）

施策概要 「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者が、各事業のロゴマークを入れた商品パッケージを作成する経費を支援する。

○支援内容

補助対象経費	以下のマーク活用に係る商品パッケージ・出荷資材版下作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 「食のみやこ鳥取県」ロゴマーク 2 「鳥取物がたり」ロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク
補助率及び補助金額等	1 補助率：補助対象経費の1/2 2 補助金額：1事業者につき、事業年度や商品数にかかわらず、補助金額の合計150千円を限度

○参考

「食のみやこ鳥取県」推進サポーター	「食のみやこ鳥取県」推進の趣旨に賛同し、次に掲げるいずれかの条件を満たしている事業者 1 販売店 ・県産品の販売、PRに力を入れている百貨店、量販店、小売店、直売所、土産物店等で、県産品の販売促進・PRのための自主的な取組を積極的に実施し、かつ、法令を遵守し、適正な食品表示など食の安全・安心に努めていること 2 飲食店、旅館・ホテル ・料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRしている旅館、ホテル及び飲食店で、県産品を使った料理の提供、メニューへの情報掲載など鳥取の食の豊かさを利用者に感じてもらえるようなPRを行い、かつ、法令を遵守し、衛生に配慮した料理の提供に努めていること 3 生産者等（生産者団体及び食品製造業者を含む。） ・県内の農林水産業者（団体）及び県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造業者等で積極的に消費者への情報発信を行っている者 4 その他の企業、法人、団体等 ・1～3の事業者の他、「食のみやこ鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援する企業、法人、団体等 ※参考URL： https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178542
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するため必要な最小限度としている次に掲げるいずれかのもの。 1 原材料に県産農林水産物を用いている加工食品（重量割合50%以上） 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL： http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

名称 食のみやこ鳥取県づくり支援交付金

施策対象 民間団体、グループ、直売所（JA等）、道の駅等

施策主体 鳥取県

対象者

鳥取県の食材や食文化、料理等の普及活動、地域資源を活用した名物料理づくりや特産品開発、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等
募集期間
1次募集 令和3年2月26日（金）～ 同年3月24日（水）
2次募集 予算の範囲内で随時募集するが一次募集への応募事業を優先とする。

施策概要

食のみやこ鳥取県のイメージアップ及び県産品のブランド化、名物料理開発による地域振興等、食のみやこ鳥取県につながる活動を幅広く支援する。

○支援内容

交付対象経費	事業実施に必要な調査、食材等の購入、情報発信、イベント開催等に要する経費（ただし、実施主体の運営に係る経常的な経費、人件費、食糧費、備品購入費は除く）
--------	---

1 一般枠・コンベンションPR枠・直売所連携魅力アップ枠

1 事業の内容	<一般枠> 食のみやこ鳥取県のイメージアップのための情報発信やブランド化の推進、特産品開発、名物料理づくり等、食を切り口に産業振興、地域振興に資する取組み <コンベンションPR枠> 全国規模スポーツ大会、コンベンション等に参加する県外からの来県者に対し、「食のみやこ鳥取県」をPRする民間等の取組 <直売所連携魅力アップ枠> 県内の複数の直売所の連携による魅力向上や活性化に向けた取組
2 交付対象者	民間団体、グループ、直売所（JA等）、道の駅等（※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体、個別企業等は対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また構成員のうち、県外事業者等が含まれる場合は、構成員の1/2未満とする。）
3 交付率等	1/2以内 <一般枠> 上限額2,000千円 ただし、県内における中国ブロック以上の規模で開催するイベントで、かつ見込まれる集客が1万人以上の場合、交付限度額を4,000千円とする。 （※予算の都合上、交付限度額4,000千円の事業については、本年度の募集を行わない。） <コンベンションPR枠> 上限額250千円 <直売所連携魅力アップ枠> 上限額500千円

2 特別枠

1 事業の内容	食のみやこ鳥取県のイメージアップのため、食の美味しさ、楽しさの発信や文化的側面などに着目した営利を目的としない取組み
2 交付対象者	民間団体、グループ、企業、個人等（※市町村、食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外です）
3 交付率等	10/10以内、上限額250千円

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7853

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/178541.htm>

名称 とっとりオリジナルメニューづくり支援事業

施策対象 企業

施策主体 鳥取県

対象者

県内の農村レストラン、ホテル、旅館、道の駅の飲食店事業者、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター（飲食店で県産農林水産物の使用割合が5割以上のメニューを開発するサポーターに限る。）※ジビエメニューの場合は、飲食店以外のサポーター、ジビエ振興に取り組む任意団体等を含む。

施策概要

地元食材を使った料理の開発（ジビエ料理を含む）・PR活動を支援する。

事業内容

補助対象事業	1 主として県産農林水産物（県産ジビエ（野生鳥獣肉）を含む）を使用した料理の開発 2 成功事例の視察研修の実施 3 消費者を対象としたモニタリングの実施 4 開発した料理のPR 5 その他目的達成に必要な取組 ※上記のうち、1及び3は必ず実施してください。
注意事項	(1) 本事業を活用する場合、開発した料理についてのマスコミ等への資料提供は必ず行ってください。 (2) 補助金の交付決定前に行った取組の事業の経費は、補助対象外となります。 (3) 補助事業に関する書類は、事業完了した年度の翌年から5年間保管してください。
補助率及び補助金額等	(1) 補助率：補助対象経費の1/2（県費のみ） (2) 補助限度額：1事業者 250千円/事業年度（最大3事業年度）
補助対象経費	試作材料費食糧費、謝金、試食品代金、PR資材作成費等

問合せ先

担当部署	電話
東部農林事務所 農林局 農商工連携チーム	0857-20-3664
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3985
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9648
西部総合事務所日野振興センター 日野振興局 農業振興室	0859-72-2001
市場開拓局食のみやこ推進課	0857-26-7836

※令和4年4月の組織改編により電話番号は変更になる場合があります。

関連サイト

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178538>



第31回全国豊かな海づくり
大会鳥取大会キャラクター
ととリン

鳥取県農林水産部水産振興局
TEL:0857(26)7313・7316・7317
E-mail:suisan@pref.tottori.lg.jp

詳しくは

鳥取県の水産業

